

薬物の乱用は、 あなたとあなたの周りの 社会をダメにします！

Damei Zettai!

ダメ。ゼツタイ。

愛する自分を大切に。
Yes To Life, No To Drugs.



厚生労働省・都道府県

後援：(公財)麻薬・覚せい剤乱用防止センター

ゲートウェイドラッグとなり得る危険ドラッグをはじめとした、覚醒剤や麻薬、大麻などの薬物の乱用は、あなたの健康、あなたの周りの社会に計り知れない害悪をもたらします。絶対に使わないでください。

薬物の乱用は健康に悪い影響を及ぼします。そして、薬物依存になると、不安、被害妄想などの症状が現れます。幻覚や妄想によって殺人、放火などの重大犯罪を引き起こすこともあります。

また、薬物を手に入れるために、借金をしたり、窃盗、詐欺、売春などの犯罪を平気で犯すようになります。

薬物乱用の背景

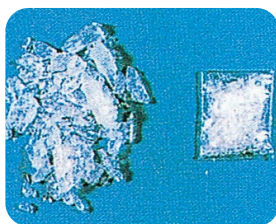
薬物乱用者の多くは、ほんのちょっとした好奇心から安易に使い始めています。この背景として、次のようなことがあります。

- ① 薬物による弊害の恐ろしさを十分に知らないこと。
特に「合法ハーブ」等と称して販売されている危険ドラッグは「合法」と偽って販売されているが、実際は原料に何が含まれているのか分からず、最悪の場合、意識障害や呼吸困難を起こして死に至るおそれがあることを知らないこと。
- ② 薬物は精神依存性が強いため、ひとたび乱用を始めると自分の意志ではなかなかやめられなくなってしまうこと。
- ③ 薬物の取引による利益を資金源としている暴力団や外国人密売組織などが言葉たくみに勧め、大量に供給していること。

薬物乱用とは？

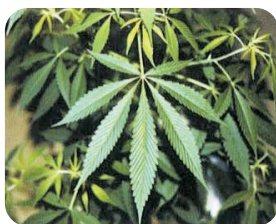
薬物乱用とは、社会的常識、特に医学的常識を逸脱して、危険ドラッグをはじめ麻薬や覚醒剤などの薬物を使うことです。たとえ、1回使用しただけでも乱用にあたります。

乱用される危険のある主な薬物



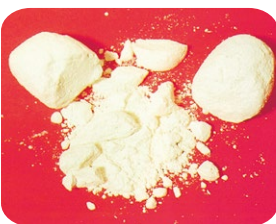
● 覚醒剤

幻覚や妄想が現れ、中毒性精神病になりやすい。使用をやめても再燃（フラッシュバック）することがある。大量に摂取すると死に至る。



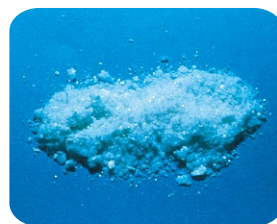
● 大麻(マリファナ)

知覚を変化させるが、恐慌状態（いわゆるパニック）を引き起こすこともある。乱用を続けると、学習能力の低下、記憶障害、人格変化を起こす。



● あへん系麻薬(ヘロインなど)

皮膚が鳥肌立ち、全身の強烈な痛みと痙攣におそわれる（退薬症状）。大量に摂取すると死に至る。（写真はヘロイン）



● コカイン

幻覚や妄想が現れる。大量に摂取すると全身痙攣を起こすほか、死に至る。



● MDMA

知覚を変化させ幻覚が現れることがある。大量に摂取すると高体温になり、死に至る。



● 危険ドラッグ

吐き気、頭痛、精神への悪影響や意識障害などが起きる恐れがあり、麻薬や覚醒剤以上の危険性も指摘されている。



● 有機溶剤(シンナーなど)

情緒不安定、無気力となり、幻覚や妄想が現れて、薬物精神病になり、大量に摂取すると呼吸困難となり、死に至る。

隠語

薬物は、別の呼び名で呼ばれている場合があります。

- 覚醒剤……………エス、氷、スピード、アイス、シャブ
- 大麻……………ハツパ、グラス、チョコ、クサ、野菜
- MDMA（錠剤型合成麻薬）…エクスタシー、バツ（「×」、「罰」）、タマ（「弾」、「玉」）
- ヘロイン……………ペー、チャイナホワイト、ジャンク
- コカイン……………コーク、スノウ、クラック
- シンナー……………アンパン

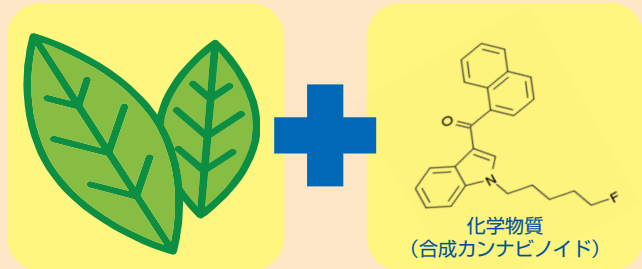
危険ドラッグは絶対に使用しない!!

- 覚醒剤・大麻に化学構造を似せて作られた物質などが添加されたもので、どんな影響が身体に出るのかわからず、乱用による健康被害が発生しており、死に至る可能性があります。
- 違法薬物が含まれていたら、持っているだけで犯罪です。また、違法となる薬物の数を増やしているのだから知らないうちに犯罪者になっているかもしれません。

■例えば「合法ハーブ」と呼ばれるものは?

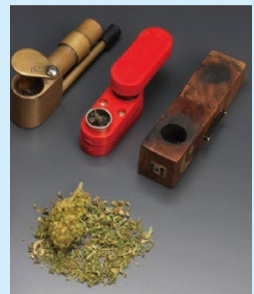
乾燥植物に、大麻様の作用を持つ薬物(合成カンナビノイド)を混ぜこんだもの。

東京都福祉保健局提供資料より



■どんな形に見せかけているの?

「お香」「ハーブ」などとして販売



「アロマオイル」などとして販売



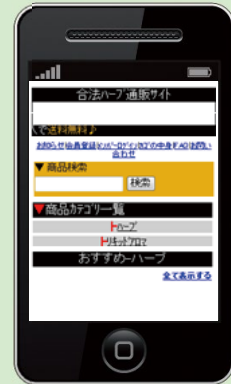
※他にも「芳香剤」、「バスソルト」等に見せかけて販売されています。

形を変えたように
見せかけているだけです。
「ダマされないように!!!」

■どんな形で販売しているの？

インターネットやデリバリー

合法ハーブ・合法アロマ（アロマリキッド）・ハーバルインセンスと称して、主にホームページ、携帯サイトなどで販売されています。



製品の 注意書き例

- ◇当商品はお香として販売しております。
- ◇人体への摂取は絶対にしないでください。
- ◇未成年者の方のご購入は、固くお断りしております。
- ◇当商品は規制された、医薬品医療機器法（旧薬事法）対象成分は含まれておりません。

「合法ハーブ」等と称して販売される薬物を販売するホームページは「合法」であることを強調しますが、「危険」なものです、「絶対かかわらないように！！」

合法=捕まらない

幻覚等の作用を有し、使用した場合に健康被害が発生するおそれのある物質を**指定薬物**として取り締まっています。さらに、指定薬物と似た化学合成式を持つ物質を含む**危険ドラッグ**についても**取り締まりの対象**となりました。

2014年4月1日に薬事法が改正され、指定薬物を含む危険ドラッグは、**所持だけでも3年以下の懲役**、もしくは**300万円以下の罰金**を科されることになりました。

なぜ、薬物乱用はいけないのか。

1. 脳をおかされて、心も身体もメチャクチャになる

覚醒剤の場合

幻覚・妄想
フラッシュバックを起こす。
血圧が異常に高くなる。
静脈に炎症を起こす。
強い疲労感や倦怠感、脱力感におそわれる。
依存性が強い。

シンナーの場合

記憶力低下、認知障害
急性中毒:事故
精神障害:有機溶剤精神病(幻覚、妄想)
重篤な依存症
視力の低下・失明
歯がぼろぼろになる
肝臓・腎臓の障害
生殖器の萎縮
手足のふるえ、しびれ、麻痺

MDMAの場合

混乱、憂鬱、睡眠障害、脳卒中、けいれん、記憶障害になる。
高血圧になる、心臓の機能不全、心臓発作を起こす。
肝臓の機能不全を起こす。
悪性の高体温による筋肉の著しい障害を起こす。
腎臓と心臓血管の損傷を起こす。

大麻(マリファナ)の場合

精神障害:大麻精神病(幻覚・妄想など)を起こす。
生殖機能への悪影響を起こす。
肺ガンの誘発を起こす。

その他の害

薬物を注射で乱用する場合、各種の感染症(エイズ、肝炎など)の原因になります。
大麻では精子の異常が、シンナーやコカインでは先天異常などの報告があり、妊娠、出産にも悪い影響があります。

危険ドラッグの場合

意識障害、嘔吐、けいれん、錯乱などが報告されています。
添加されている物質や含有量が様々であることから、どのような健康被害がおきるかわかりません。

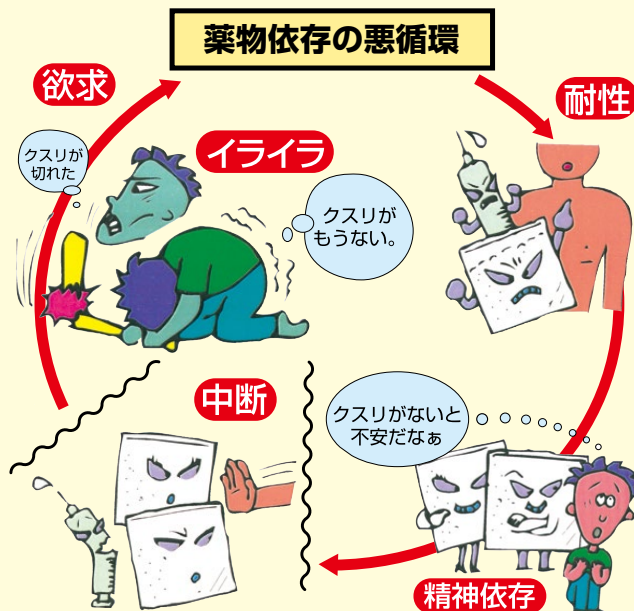
2. 自分の意志では止められなくなる

薬物乱用の最も恐ろしい特徴は、薬物の“依存性”と“耐性”

依存性 一回ぐらいなら大丈夫と思っても、また使いたくなり、繰り返し使わずにはいられなくなってしまいます。

耐性 使用を繰り返しているうちに、それまでの量では効きめがうすれていく。

一回だけと思って始めた人も、薬物の“依存性”と“耐性”によって使用する量や回数がどんどん増えていき、どうしようもない悪循環に陥ります。もはやそうになると自分の意志だけでは止めることはできません。



3. 薬物乱用により凶悪な事件を起こす

- 薬物の乱用により、幻覚、妄想が現れ、殺人などの重大犯罪を引き起こす。
- 薬物を手手するための金欲しさに恐喝事件や窃盗事件を起こす。
- 密売や売春などの犯罪を犯すようになる。



4. 友達や家族を失う

- 薬物におぼれ、人間関係の破壊により、友人、家族、恋人、社会から孤立する。



薬物の乱用は、 法律で厳しく処罰されます。

以下は乱用とその周辺行為に関する主な罰則です。
営利を目的とする販売などは、さらに厳しい罰則規定があります。
手伝っただけでも犯罪の共犯やほう助にあたり処罰の対象になります。
海外での所持なども国外犯規定が適用され処罰の対象となります。

覚醒剤

- 輸入・製造 1年以上の有期懲役
- 所持・譲渡・譲受・使用 10年以下の懲役

大麻

- 輸入・輸出・栽培 7年以下の懲役
- 所持・譲渡・譲受 5年以下の懲役

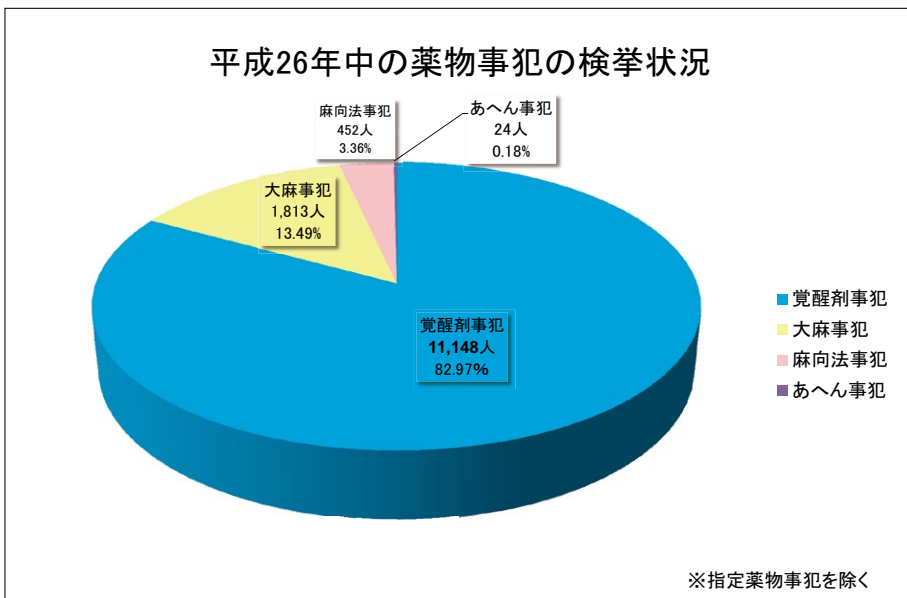
大麻の不正栽培は、法律で禁止されています。また、そのために大麻の種子を所持したり、提供したりすることは、処罰対象となります。

MDMA

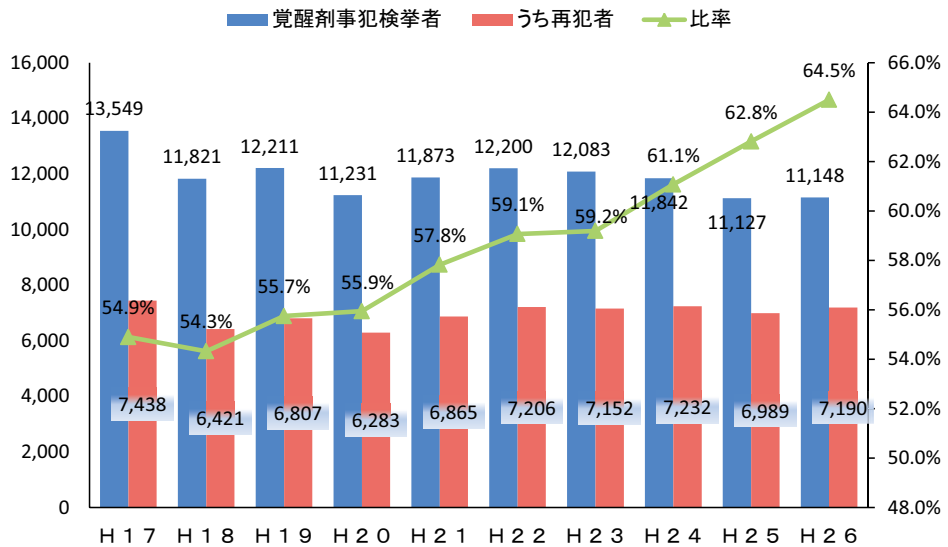
- 輸入・製造 1年以上10年以下の懲役
- 所持・譲渡・譲受・使用 7年以下の懲役

指定薬物

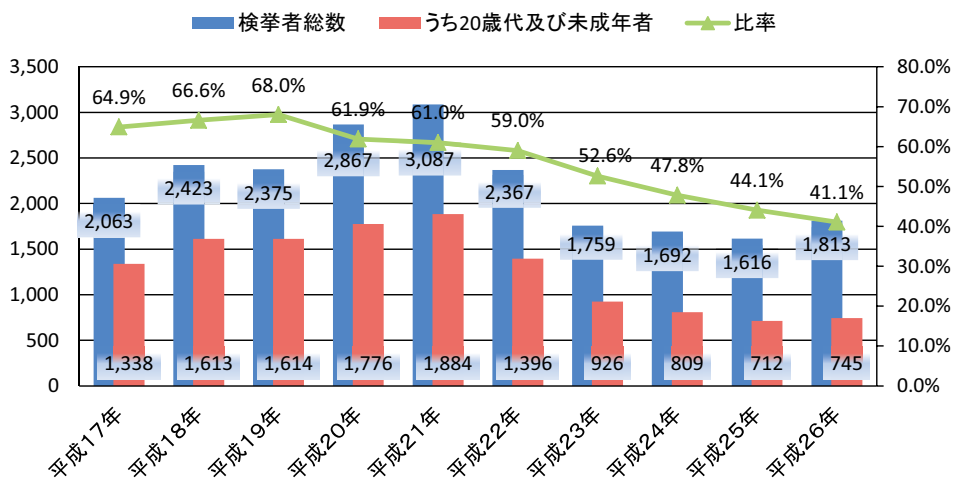
- 製造、輸入、販売・授与、販売・授与の目的での貯蔵・陳列 5年以下の懲役、もしくは500万円以下の罰金またはこれを併科
- 所持、使用、購入、譲受 3年以下の懲役、もしくは300万円以下の罰金またはこれを併科



覚せい剤事犯者と再乱用者数の推移(過去10年)



大麻事犯の検挙者数の推移(過去10年)



薬物乱用者の告白・相談事例

1. 乱用者の告白事例

覚醒剤乱用者の告白 (20代・女性)

私が薬物を乱用するようになったのは16歳の頃でした。

私は、中学生の頃から、タバコやシンナーを吸うなど、地元の友達と一緒に良くない遊びをたくさんしていました。

シンナーを吸うと、いろいろな幻覚が見えるなど、現実ではありえないような体験をすることができるので、よくみんなで使って遊んでいました。

卒業後も地元の友達とは変わらずつるんでいましたが、交友関係が広がり、大麻やハーブなどをやる人達とも出会うようになりました。

ある日、当時付き合っていた彼氏の家に遊びに行った時、彼氏が突然アルミホイルとライターで何かをあぶり始めました。

「何してんの?」と尋ねると、「一緒にやろう、教えてあげるから」と言われ、「これは何だろう?」と思いつつも、興味の方が強く、教えられたようにあぶって出てきた煙を吸ってみました。

すると、すぐに、頭がクラっとする感じや、ふわっと体が浮くような感じになり、急にテンションがどんどん上がってきて、「これはいけないクスリかもしれない」と思いました。

しかし、その時にはもうテンションが高く、不安などは一切消え、なんでもできるような気持ちでいっぱい、とにかく気分が良く、そのまま二人で煙を吸い続けました。

薄々そうかもしれないと思っていましたが、その時吸ったものがシャブ、つまり覚醒剤だということを、後から聞きました。

シャブを使うと、ゲームを集中してできたり、大好きなアーティストのライブのDVDを見ているだけでまるでライブ会場にいるような臨場感を得ることができたりするということがわかり、それから、私はお金さえあればシャブを買って吸うという生活をしていました。

しかし、シャブを使い続けているうちに、以前ほどの効果を感じられていないような気がしてきたので、シャブを教えてくれた彼氏に相談したところ、「注射で直接入れたら良い」と言って、注射でやるシャブのやり方を教えてくれました。

炙りは、吸い始めてから効いてくるまでに時間がかかるのですが、注射は入れた瞬間に効く上、効果も抜群なので、それ以来私は注射を気に入って使うようになりました。

シャブを使うと、効果が切れた頃に反動で体がだるくなり、何もできなくなる時があります。

そうとはわかっている、私はお金さえあればシャブを使っていました。

いつの間にか、私の生活は、シャブで気分が良いか、効果が切れてぐったりしているかのどちらかの状態しかなくなっていました。

バイトに行くことも面倒になり、またシャブの効果で食事を摂ることも少なかったため、毎日部屋に閉じこもってシャブのことだけを考えて過ごしていました。

そんな様子を家族が不審に思い、ついに私がシャブをやっているということがばれてしまいました。

家族は私にシャブをやめるよう言うてきましたが、私は「やめろと言われてもやめられない」と言って喧嘩し、シャブを使い続けました。

そしてある日、麻薬取締官が私のところへやってきて、私は逮捕されました。

いつかこうなるだろうとわかっていた反面、「これでやっとこのシャブ漬けの生活から離れられる」と思い、この時自分はシャブをやめたいと思っていたのだと気が付きました。

シャブをやめたいけれど、自分の意志だけではやめられないから誰かに止めて欲しいと思っていたことに気付いたのです。

逮捕された後、麻薬取締官と話をしていく中で、自分の生活がシャブ中心であったことを改めて認識しました。

また、逮捕されなければこのままずっとシャブを使い続けていただろうと思うと、麻薬取締官に逮捕されたことは反省するための大切なきっかけであり、今は、もう二度とシャブには関わらずに生活していこうと強く思っています。

危険ドラッグ乱用者の告白 (30代・男性)

私が危険ドラッグの使用に手を染めたのは、30代前半のころです。

高校を卒業後、10年以上に渡って会社員として働き、違法薬物とは一切関わりのない生活を送っていましたが、ちょっとした人間関係のトラブルから退職に追い込まれました。

そんなある日、地元の友人と遊ぶ機会があって、その友人が、将来に不安を抱える私に対して、

これでも使って元気だせよ。

はいこれ脱法。

気が楽になるよ。

と言って、ポリ袋に入ったパウダーを差し出しました。

当時、世間では「脱法ドラッグ」、今で言う「危険ドラッグ」が流行し始めたころで、連日のようにテレビ等で報道されていたので、それが脱法ドラッグであることは直ぐに分かりました。

私は、

これが噂の脱法ってやつか。

使ったらおかしくなるんだろうな。

という恐怖感から怖くなり、断りました。

しかし、友人が

今みんな、やってる。

合法だから捕まらない。

嫌なことも忘れてスカッとする。

と言いながら勧めてくるので、

そんなにいいものなのかな。

1回だけ使ってみようかな。

ヤバそうなら直ぐに止めればいい。

という軽い気持ちになり、そのパウダーを使うことにしました。

パウダーを炙って使うと

身体がずっと軽くなった。

落ち込んでいた自分が、何事もなかったような気持ちになった。

のです。

これまでの人生で一度も味わったことのない快感に感動し、たった一度の使用でパウダーの虜になってしまいました。

最初のころは、友人からパウダーを分けて貰い、これを週に1~2回程度使っていま

したが、それもつかの間、その後は自ら販売店舗に行きパウダーを買い求めるようになり、使い始めて1ヶ月足らずで使用頻度が増し、毎日、1日に数回もパウダーを使うようになりました。

ちょうどこの頃から、パウダーの恐ろしさを体験するようになりました。それは、誰かに命を狙われているという幻覚に襲われたのです。刀を持った恐ろしい顔をした人が、私に向かってくるのです。私は、この幻覚に耐え切れず、遂には手首を切って自殺を図りました。母の助けもあり、何とか一命を取り留めましたが、この時私はパウダーを使い続けるとおかしくなってしまう。絶対やめよう。

と強く心に誓いました。

しかし、パウダーを使った際の快感は身体が覚えていて、数日後にはどうしても我慢できなくなり、再びパウダーを使ってしまいました。

パウダーは、決して安い買い物ではありません。

一生懸命貯めた貯金数十万円は、パウダーの購入代金として全て消費し、無職である私の生活は困窮しました。

また、抱えていた住宅ローンの支払いも滞るようになり、同居する高齢の母が受ける年金に頼るようになりました。

その後、麻薬Gメンなど捜査機関による危険ドラッグ販売店舗に対する取締りが強化され、私が通っていた販売店舗も閉店に追い込まれました。

ですから、一時期、パウダーを購入できなくなった時期がありましたが、あらゆる手段を使い見つけ出した暴力団組員からパウダーを買っていました。

この頃になると、既にパウダーが規制対象となっている違法薬物であることは十分に知っていましたが、やはりクスリの魔力には勝てず、私の判断力と倫理観は完全に崩壊していました。

そんなある日、私は、麻薬取締官から捜索を受け、危険ドラッグであるパウダーを使っていたことで、提出した私の尿から指定薬物が検出され逮捕されました。

逮捕された際、私を見る母親の悲しそうな顔は今でも忘れられません。

この様に逮捕されていなければ、間違いなく私はパウダーを使い続けていました。

今回の逮捕で、自分自身を見つめ直す良い機会を与えて貰ったと、麻薬取締官の方には感謝しています。

パウダーを含めた危険ドラッグは、一度使うと簡単には止められません。

また使い続けると、精神的・身体的にも異常をきたすことは、私自身の経験から身にしみて分かりました。

一方では、母親や周囲の人達にも多大な迷惑を掛けたことに気がきました。

ですから、家族や社会、何よりも自分の為にも、薬物と決別する断固たる覚悟ができました。

今回の事件では、執行猶予付きの判決を受け、社会復帰することができました。

私の周囲には、未だに違法薬物に関わる人達がいます。

立ち直りの一歩として、人間関係を一新すべく、地元を離れ、他県にて人生をやり直したいと考えています。

併せて、私の人生を賭けて、あらゆる面で苦勞を掛けた母親への償いをしていきます。

2. 相談窓口の事例

○相談事例

【相談概要】

男性相談者から妻が覚醒剤を使用している旨の相談があったもの。

【相談内容】

妻とは友人の紹介で知り合い、8年前に結婚しました。その後、2人の子供をもうけ、私は仕事に追われながらも、初詣、子供の七五三、誕生日を家族で祝ったりと、しばらくは家族4人で幸せに暮らしておりました。

ところが、1年ほど前に、妻は女友達から覚醒剤を教えられたらしく、あぶりと呼ばれる方法で使用し始めたようでした。そのうち、他の覚醒剤の関係者とも親しくなるとゆき、ある日、私が妻の腕に黒ずんだ注射痕を見つけて問いただすと、「これは点滴の痕」と平気で嘘をつく始末で、妻はいつの間にか覚醒剤を注射するようになっていたわけです。やがて妻は、私と子供たちを捨て、ほとんど家にも帰らなくなってしまいました。

私はいつも家族4人で幸せに暮らしていた当時のことを思い出し、妻が覚醒剤に走ったのは、私にも問題があったのだろうかと思い悩み、初めは警察に相談して妻を逮捕してもらう気には到底なれませんでした。しかし、私が再三、妻に覚醒剤の使用を止めるよう頼んでも、逆に怒り出す始末で、妻は自分から覚醒剤を止めることはできない状態であり、もう私たち家族では助けてあげることができないと思うようになりました。

テレビのニュースでは覚醒剤はやめられない、逮捕されても繰り返し使用して逮捕される等と報道されていました。以前は他人事だったニュースが、けっして他人事ではなくなってしまったわけです。そんなとき、麻薬取締官の存在を知りました。麻薬取締官のウェブサイトを見ると、逮捕するだけでなく、再び覚醒剤に手を出さないように指導も行っているとのことでした。私はもう藁をも掴む思いで麻薬取締官に妻の事を相談しました。

【結果】

この相談を受けて内偵捜査を実施し、覚せい剤取締法違反被疑事件と認定して捜索を実施したところ、妻の所持品から、覚醒剤と注射器を発見し、覚醒剤所持事実で現行犯逮捕した。

なぜ、薬物乱用に走るのか。 甘い誘いに気を付けよう!

薬物乱用の甘い誘い

- 1回だけなら平気さ
- ちょっとだけ、ためし
てみない
- クスリでちょっと遊ぼうよ
- みんなやってるよ
(やってないのはきみだけ)
- 面白いクスリがあるんだけど
- やせられるよ
- イライラがとれてすっきり
するよ
- ただの栄養剤だよ
- 最高の気分が味わえるよ
- 肌がきれいになるよ
- とりあえず、預かってよ
- 「人生は経験だ」
- お金はこの次で
いいよ
- 眠気がとれて、勉強ができるよ

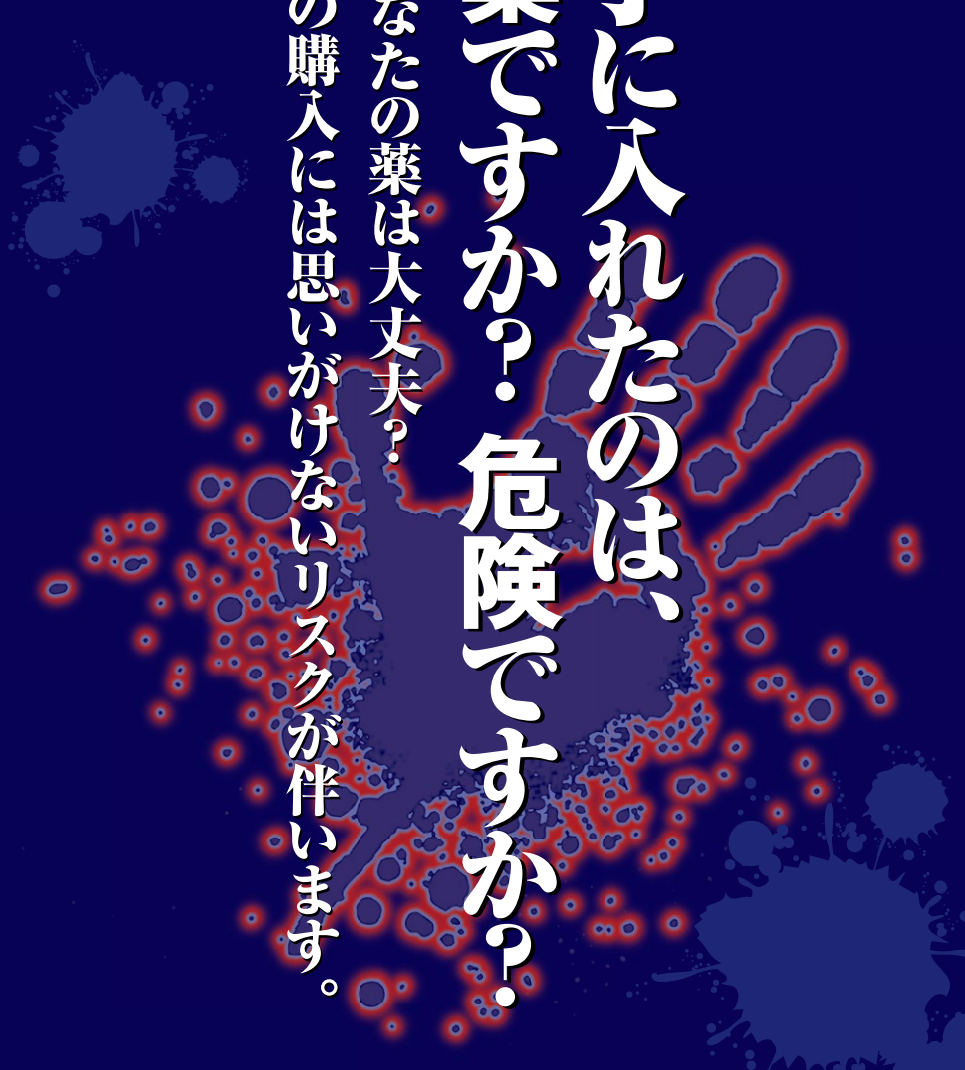


「ダメ。ゼッタイ。」と 断る勇気を持とう。

薬物乱用を防止するために!!

- 薬物乱用の危険性は身近にあり、自分には関係ないと思わないこと。
- 誘われても「ダメ。ゼッタイ。」と断る勇気を持つこと。
- 一人で悩まないで友人や家族に何でも相談すること。





手に入れたのは、
薬ですか？危険ですか？

あなたの薬は大丈夫？

薬の購入には思いがけないリスクが伴います。

<http://www.yakubutsu.com>

コールセンター 03-5542-1865

<あやしいヤクブツ連絡ネットとは>

指定薬物等に関連する健康被害事例等の収集、分析、評価を行い、公表、注意喚起を行っています。また、コールセンターで相談対応を行い、一元的に危険性等の情報にアクセスできます。

●薬物乱用防止相談窓口機関一覧表

北海道厚生局麻薬取締部	☎011-726-1000	静岡県精神保健福祉センター	☎054-286-9245
東北厚生局麻薬取締部	☎022-227-5700	静岡市こころの健康センター	☎054-262-3011
関東信越厚生局麻薬取締部	☎03-3512-8690	浜松市精神保健福祉センター	☎053-457-2709
関東信越厚生局麻薬取締部横浜分室	☎045-201-0770	愛知県医薬安全課	☎052-954-6305
東海北陸厚生局麻薬取締部	☎052-961-7000	愛知県精神保健福祉センター	☎052-962-5377
近畿厚生局麻薬取締部	☎06-6949-3779	名古屋市精神保健福祉センター	☎052-483-2095
近畿厚生局麻薬取締部神戸分室	☎078-391-0487	三重県薬務感染症対策課	☎059-224-2330
中国四国厚生局麻薬取締部	☎082-228-8974	三重県こころの健康センター	☎059-223-5241
四国厚生支局麻薬取締部	☎087-823-8800	滋賀県薬務感染症対策課	☎077-528-3634
九州厚生局麻薬取締部	☎092-431-0999	滋賀県立精神保健福祉センター	☎077-567-5010
九州厚生局麻薬取締部小倉分室	☎093-591-3561	京都府薬務課	☎075-414-4790
九州厚生局沖繩麻薬取締支所	☎098-854-0999	京都府精神保健福祉総合センター	☎075-641-1810
北海道医務薬務課	☎011-204-5265	京都市こころの健康増進センター	☎075-314-0355
北海道立精神保健福祉センター	☎011-864-7121	大阪府薬務課	☎06-6941-9078
札幌こころのセンター	☎011-622-0556	大阪府こころの健康総合センター	☎06-6691-2811
青森県医療薬務課	☎017-734-9289	大阪市こころの健康センター	☎06-6922-8520
青森県立精神保健福祉センター	☎017-787-3951	堺市こころの健康センター	☎072-245-9192
岩手県健康国保課	☎019-629-5467	兵庫県薬務課	☎078-362-3270
岩手県精神保健福祉センター	☎019-629-9617	兵庫県精神保健福祉センター	☎078-252-4980
宮城県薬務課	☎022-211-2653	神戸市こころの健康センター	☎078-371-1900
宮城県精神保健福祉センター	☎0229-23-0021	奈良県薬務課	☎0742-27-8664
仙台市精神保健福祉総合センター	☎022-265-2191	奈良県精神保健福祉センター	☎0744-47-2251
秋田県医務薬務課	☎018-860-1407	和歌山県薬務課	☎073-441-2663
秋田県精神保健福祉センター	☎018-831-3946	和歌山県精神保健福祉センター	☎073-435-5194
山形県健康福祉企画課	☎023-630-2333	鳥取県医療指導課	☎0857-26-7203
山形県精神保健福祉センター	☎023-624-1217	鳥取県立精神保健福祉センター	☎0857-21-3031
福島県薬務課	☎024-521-7233	島根県薬務衛生課	☎0852-22-5259
福島県精神保健福祉センター	☎024-535-3556	島根県立心と体の相談センター	☎0852-32-5905
茨城県薬務課	☎029-301-3388	岡山県医薬安全課	☎086-226-7341
茨城県精神保健福祉センター	☎029-243-2870	岡山県精神保健福祉センター	☎086-272-8839
栃木県薬務課	☎028-623-3119	岡山市こころの健康センター	☎086-803-1273
栃木県精神保健福祉センター	☎028-673-8785	広島県薬務課	☎082-513-3221
群馬県薬務課	☎027-226-2665	広島県立総合精神保健福祉センター	☎082-884-1051
群馬県こころの健康センター	☎027-263-1166	広島市精神保健福祉センター	☎082-245-7731
埼玉県薬務課	☎048-830-3633	山口県薬務課	☎083-933-3018
埼玉県メンタルヘルスセンター	☎048-723-3333	山口県精神保健福祉センター	☎0835-27-3480
さいたま市こころの健康センター	☎048-851-5665	徳島県薬務課	☎088-621-2233
千葉県薬務課	☎043-223-2620	徳島県精神保健福祉センター	☎088-625-0610
千葉県精神保健福祉センター	☎043-263-3891	香川県薬務感染症対策課	☎087-832-3301
千葉市こころの健康センター	☎043-204-1582	香川県精神保健福祉センター	☎087-804-5565
東京都薬務課	☎03-5320-4505	愛媛県薬務衛生課	☎089-912-2393
東京都立中部総合精神保健福祉センター	☎03-3302-7575	愛媛県心と体の健康センター	☎089-911-3880
東京都立多摩総合精神保健福祉センター	☎042-376-1111	高知県医事薬務課	☎088-823-9682
東京都立精神保健福祉センター	☎03-3842-0948	高知県立精神保健福祉センター	☎088-821-4966
神奈川県薬務課	☎045-210-4972	福岡県薬務課	☎092-643-3287
神奈川県精神保健福祉センター	☎045-821-8822	福岡県精神保健福祉センター	☎092-582-7500
横浜市こころの健康相談センター	☎045-671-4455	福岡市精神保健福祉センター	☎092-737-8825
川崎市精神保健福祉センター	☎044-200-3195	北九州市立精神保健福祉センター	☎093-522-8729
相模原市精神保健福祉センター	☎042-769-9818	佐賀県薬務課	☎0952-25-7082
新潟県医務薬務課	☎025-280-5187	佐賀県精神保健福祉センター	☎0952-73-5060
新潟県精神保健福祉センター	☎025-280-0111	長崎県薬務行政室	☎095-895-2469
新潟市こころの健康センター	☎025-232-5560	長崎子ども・女性・障害者支援センター	☎095-846-5115
富山県くすり政策課	☎076-444-3234	熊本県薬務衛生課	☎096-333-2242
富山県心の健康センター	☎076-428-1511	熊本県精神保健福祉センター	☎096-386-1255
石川県薬務衛生課	☎076-225-1442	熊本市こころの健康センター	☎096-362-8100
石川県こころの健康センター	☎076-238-5761	大分県薬務室	☎097-506-2650
福井県医薬食品・衛生課	☎0776-20-0347	大分県こころからの相談支援センター	☎097-541-5276
福井県精神保健福祉センター	☎0776-26-7100	宮崎県医療薬務課薬務対策室	☎0985-26-7060
山梨県衛生薬務課	☎055-223-1491	宮崎県精神保健福祉センター	☎0985-27-5663
山梨県立精神保健福祉センター	☎055-254-8644	鹿児島県薬務課	☎099-286-2804
長野県薬事管理課	☎026-235-7159	鹿児島県精神保健福祉センター	☎099-218-4755
長野県精神保健福祉センター	☎026-227-1810	沖縄県薬務疾病対策課	☎098-866-2215
岐阜県薬務水道課	☎058-272-8285	沖縄県立総合精神保健福祉センター	☎098-888-1443
岐阜県精神保健福祉センター	☎058-231-9724		
静岡県薬務課	☎054-221-2413		

- 全国各保健所
- 各都道府県警察署

■バンフレットは、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律）に基づく基本方針の判断基準を満たす紙を使用しています。
 また、大気中に悪影響を与える物質の発生を抑え、用紙のリサイクルにも適した大豆油インクを使用し、リサイクルに配慮して水溶性の糊で製本されています。

■リサイクル適正の表示：紙・リサイクル可
 バンフレットは、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料【Aランク】のみ用いて作製しています。